

みちのくヘルパースクール介護福祉士実務者研修校（通信課程）学則

第1章 総則

（目的）

第1条

みちのくヘルパースクール介護福祉士実務者研修校（通信課程）（以下「本校」という。）は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に基づく介護福祉士試験の受験資格を得させるための研修を行い、介護福祉士として必要な知識及び技能を授け、地域社会における地域福祉の担い手として貢献し得る人材を養成することを目的とする。

（名称）

第2条

研修の名称は、みちのくヘルパースクール介護福祉士実務者研修講座（以下「本講座」という。）と称する。

（所在地）

第3条

本校は、青森県むつ市金谷二丁目20番2号に置く。

第2章 研修期間、定員、対象地域及び在籍期間等

（研修期間、定員及び対象地域）

第4条

本講座の研修期間、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

研修期間	受講定員	年間総学級数	年間総定員	対象地域
3ヶ月～	最大20名	2クラス	40名	全国

但し、無資格者の研修期間は6ヶ月以上とする。

（入学及び修了の時期）

第5条

本講座の入学時期は4月、10月の1日とし、修了時期は入学時期から3ヶ月以上経過し且つ修了認定を受けた月の末日とする。

（在籍期間）

第6条

在籍年限は1年以内とする。但し、やむを得ない場合については手続きの上、最長2年までとする。

（休学）

第7条

受講生が疾病、事故、その他のやむを得ない事由によって、休学する場合は、休学届を提出し、学校長の承認を得る。

(復学)

第8条

前条の者が復学しようとする時は、復学届を提出し、学校長の許可を得る。

(退学)

第9条

受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由で退学しようとするときは、退学届を提出し、学校長の許可を得る。

(休業日)

第10条

休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日（面接授業実施日を除く。）
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日（面接授業日を除く。）
 - (3) 年末年始（12月28日から1月4日まで）の期間
- 2 前項に定めるもののほか、学校長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教育課程及び授業方法

(教育課程及び授業時間数)

第11条

本校の教育は、通信制により行う。

- 2 本講座の教育課程及び授業時間（実時間）数は、別表のとおりとする。

(授業方法)

第12条

授業は、教材及び学習の手引きを配布し、質問応答、学習課題に対するレポートの提出及びスクーリングその他適切な方法により行う。

- 2 スクーリングは、特別養護老人ホーム金谷みちのく荘内地域交流ホールにおいて行う。

(印刷教材による授業)

第13条

受講生は、第11条第2項に定める授業科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題について、それぞれ定められたところによりレポートで提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

2 受講生は、教材の内容についてファックス又は電子メールにより質問することができるものとし、質問に関する郵送料、通信料は、受講生の負担とする。

(スクーリング)

第14条

スクーリングは、第11条第2項に定める授業科目及び時間数又は回数とする。

- 2 スクーリング期間内に面接授業科目の理解度を評価するため、小レポートを提出させる。
- 3 スクーリングの開催時期等については、別に定めるところによる。

(科目の修了認定)

第15条

介護職員初任者研修、訪問介護員要請研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引等研修を修了している場合のほか、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校等並びに厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目（介護福祉士実務者研修の教育内容と同様の教育を行う科目に限る。）の一部及び介護福祉士実務者研修の教育科目の一部を修得している場合並びに地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質、時間数が担保されているもの（厚生労働省地方厚生（支）局に届け出て受理されたものに限る。）を修了している場合は、本人からの申請に基づき研修修了証等を確認し、それが修了認定可能であると判断された場合は、本校で履修し修得したものとみなす。

2 前項に定める研修等のうち、介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引等研修を修了した者の前項の規定に基づく修了認定については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について（平成23年11月4日社援基局1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）」の別添1のとおり取扱うものとする。

第4章 教職員組織

(教職員組織)

第16条

本校に次の各号に掲げる教職員を置く。

- (1) 学校長 1名
- (2) 教務に関する主任者 1名
- (3) 介護過程Ⅲ担当教員 2名
- (4) 医療的ケア担当教員 3名
- (5) 事務職員 1名

第5章 受講資格、受講許可及び除籍

(受講資格及び受講許可)

第18条

本講座を受講希望者は、申込用紙に必要事項を記入し申し込みを行い、所定期日までに受講料を納付した者とする。但し、みちのくヘルパースクールを運営する法人に勤務する職員が受講する場合には、法人の規定による。

2 学校長は、前項の受講資格を満たす者に受講を許可する。

(除籍)

第19条

次の各号に該当する者は、教員会議の議を経て、学校長が除籍する。

- (1) 納付すべき受講料を所定の期日までに納付しない者
- (2) 面接授業をすべて無断欠席した者
- (3) 死亡の届出があった者

第6章 学習の評価及び教育課程修了の認定

(学習の評価)

第20条

学校長は、第11条第2項の教育課程の定めるところにより修了すべき科目についてのレポート評価、面接授業の出席及び小レポートより成績を判定し、その合格者に対して当該科目の修了を認定する。

2 レポートの成績評価は、各100点を満点とし、70点以上を合格、69点以下を不合格とする。

3 教育課程に定めるスクーリングに全て出席しなければ、当該科目の認定をすることができない。

4 レポートの成績評価、又はスクーリングにおいて不合格になった科目については、レポートの再提出、又はスクーリングの補講を認めることができる。この場合においては、所定の手続きをとり、本校の許可を得なければならない。

(追試、補講)

第21条

レポートの成績評価において不合格の場合は、合格するまでレポートを提出してもらい、その場合は追試料として都度3,240円(税込)を徴収する。

2 面接授業(スクーリング)をやむを得ない事情で欠席した場合は、補講を行う。その場合は補講料として1時限5,400円(税込)を徴収する。

(修了)

第22条

本講座に3ヶ月以上在籍し、所定の教育課程を修めた者に対しては、教員会議の議を経て、学校長が修了を認定する。

(修了証明書の授与)

第23条

前条の規定により修了が認定された者に対し、学校長は、修了証明書を授与する。

(修了者管理)

第24条

(1) 修了者は修了者名簿に記載し、指定された様式で青森県に報告する。

(2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。

再発行にかかる事務手数料は、1枚につき500円とする。

第7章 賞罰

(懲戒)

第25条

本校の受講生としての本分に反する行為をした者は、教員会議の議を経て、学校長が懲戒する。

2 前項の懲戒は、除籍及び訓告とする。

3 前項の除籍は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて、出席が常でない者

(3) 本研修課程の秩序を乱し、その他受講生としての本分に著しく反した者

第8章 受講料

(受講料)

第26条

研修参加費用は以下の通りとする。

(1) 費用

- ①無資格者 : 162,000円(税込)(内テキスト代含む)
- ②初任者研修修了者 : 140,400円(税込)(内テキスト代含む)
- ③訪問介護員養成2級課程修了者 : 140,400円(税込)(内テキスト代含む)
- ④訪問介護員養成1級課程修了者 : 86,400円(税込)(内テキスト代含む)
- ⑤介護職員基礎研修修了者 : 54,000円(税込)(内テキスト代含む)

(2) 現金一括払いとする。但し、みちのくヘルパースクールを運営する法人に勤務する職員が受講する場合は、法人の規定に準ずる。

(3) みちのくヘルパースクール独自の割引を行うこともある。

(受講料の返還)

第27条

既納の受講料及びその他の費用は一切返還しない。

第9章 補則

(学則の改廃)

第28条

この学則の改廃は教員会議の議を経て、学校長の承認を得るものとする。

第29条

この学則に定めるもののほか必要な事項は、学校長が別に定める。

(個人情報管理)

第30条

当該研修における個人情報について、厳正に管理を行う。

附則

学則は、平成29年4月1日から施行する。

改定

平成30年 4月 1日 一部改定